

「令和8年分 紙と所得者の扶養控除申告書」について

・税（年末調整）における扶養親族等に関する申告書です。扶養親族がない場合も提出が必要です。

※以下、各欄の注意事項などを記載していますが、申告書裏面もあわせてご確認ください。

■各欄の注意事項

①源泉控除対象配偶者について

・「0～95万円以下」の所得の見積額を入力してください。（※給与収入の場合、所得＝給与収入－控除額（65万円）です。）

年間の給与収入が160万円を超える人は所得が95万円を超えるため該当しません。

・職員本人の所得の見積額が900万円を超える場合は、この欄に配偶者を入力することはできません。

②源泉控除対象親族について

■次の（1）または（2）に該当する人について入力します。

（1）居住者（＝国内居住者）のうち、年齢16歳以上（平23.1.1以前生）の扶養親族で、令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人

（2）生計を一にする親族のうち、年齢19歳以上23歳未満（平16.1.2～平20.1.1生）で、令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下の人

※非居住者（いわゆる国外居住者）については、上記に加え、年齢によって「留学」「障害者」「送金」等の確認が必要な場合があります。要件等については国税庁のHPを参照してください。

■記入の仕方

「氏名」「あなたとの続柄」「生年月日」「令和8年中の所得の見積額」「住所又は居所」を入力してください。

ただし、以下の（1）（2）に該当する年齢の親族については、それぞれ「特定（扶養）親族」「老人扶養親族」に該当するため、以下のとおり入力してください。

（1）扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平16.1.2～平20.1.1生）の場合 ➔ 「特定（扶養）親族」に該当します

A：その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の場合 …… 「**特定扶養親族**」を選択

B：その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下の場合 …… 「**特定親族**」を選択

（2）扶養親族が年齢70歳以上（昭32.1.1以前生）の場合 ➔ 「老人扶養親族」に該当します。

A：その人が職員または職員の配偶者の直系親族かつ同居を常況としているとき……「**同居老親等**」を選択

B：その人が（A）に該当しない場合 …… 「**その他**」を選択

■（扶養）親族の所得の考え方

所得の種類によって、計算方法が異なります。（所得＝手取り金額ではありません。）

・年金収入の場合、**所得＝年金収入－控除額**（65歳以上：110万円、65歳未満：60万円）です。

年間の年金収入が65歳以上で168万円、65歳未満で118万円を超える人は該当しません。

・給与収入の場合、**所得＝給与収入－控除額**（65万円）です。

※給与所得と年金所得が両方ある方は、所得の計算の際、注意が必要です。（計算例：給与所得控除後の金額+公的年金等の所得控除後の金額－10万円）

③障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生について

【「障害者」について】

- ・職員もしくは配偶者、扶養親族が障がい者の場合は、「障害者」欄に✓をし、内訳と内容を入力してください。
- ・右の「障害者又は勤労学生の内容」欄に、対象者及び障害の状態や交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）を入力してください。
※①②に記入した親族については、所得 58 万円（給与収入の場合 123 万円）の親族のみ対象です。
※この欄は年齢 16 歳未満（平 23.1.2 以後生）の扶養親族（④）も対象となります。

【「寡婦」「ひとり親」について】

- ・職員が寡婦、ひとり親の場合は該当の欄に✓を入れます。

【「勤労学生」について】

- ・令和 8 年年末時点に学生である場合のみ適用される控除です。松江市でお勤めになる場合、基本は対象外となりますので✓はしないでください。

④住民税に関する事項について

- ・年齢 16 歳未満（平 23.1.2 以後生）の扶養親族を入力します。
- ・退職手当等（源泉徴収されるものに限る）の支払いを受ける配偶者（生計を一にする配偶者で、令和 8 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が 133 万円以下であるものに限る）、扶養親族または特定親族について、該当があれば入力してください。

※ ①・②・④に扶養対象者を記入した場合の注意事項、

★扶養対象者のマイナンバーの提出が必要です。

申告書には直接入力・添付せず、別途「マイナンバー提供書」を提出してください。

（電子での提出ができないので採用日以降に提供書（紙）で提出してください。）

★他の親族の扶養としている親族を扶養にとることはできません。事前にご確認ください。

令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所属コード:
所属名:

職員番号:	所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	松江市長 上定 昭仁	(フリガナ) あなたの氏名	マツエ タロウ 松江 太郎	あなたの生年月日	平成 11 年 4 月 1 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
松江	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。			あなたの個人番号	マイナンバーは記入せず、別紙にて提出	世帯主の氏名	松江 太郎
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	3 0 0 0 0 2 0 3 2 2 0 1 6			あなたの住所又は居所	(郵便番号 690 - 0846) 島根県松江市末次町86番地	あなたとの続柄	本人
市区町村長							配偶者の有無	有

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出

扶

◎ この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもので、2か所以上から給与の支払いを受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出できません。
 ◎ この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。

①	区分等	(フリガナ) 氏名		個人番号	老人扶養親族 (昭32.1.1以前生) 特定扶養親族	令和8年中の 所得の見積額	「令和8年中の所得の 見積額」も必ず入力		異動月日及び事由 住 所 又 是 居 所 (令和8年中に異動があった場合に記載してください。(以下同じです。))
		あなたの続柄		生年月日			(該当する場合は印をつけてください。)		
② 主たる給与から 控除を受ける	A 源泉控除 対象配偶者	マツエ ハナコ 松江 花子		マイナンバーは記入せず、別紙にて提出 平成 11.1.5	950,000 円	本人と同じ			
	B 源泉控除 対象親族 (16歳以上) (平23.1.1以前生)	1	マツエ イチロウ 松江 一郎		マイナンバーは記入せず、別紙にて提出 父 昭和 42.2.2	0 円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	松江市東出雲町揖屋●番地	
		2			マイナンバーは記入せず、別紙にて提出 選択	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
		3			マイナンバーは記入せず、別紙にて提出 選択	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
		4			マイナンバーは記入せず、別紙にて提出 選択	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
③	C 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者	該当者 区分	本人	扶養親族 (注2) (1 人) ○	障害者又は勤労学生の内容 松江 一郎 身体障害者3級 身体障害者手帳(平成28年8月10日交付)	異動月日及び事由		
	一般の障害者								
	特別障害者			(..... 人)					
	同居特別障害者			(..... 人)					
	D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名	あなたの続柄	生年月日	住 所 又 是 居 所	控除 対象外扶養親族 (該当する場合は印をつけてください。)	令和8年中の 所得の見積額(※)	異動月日及び事由	

○ 住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

④	16歳未満の 扶養親族 (平23.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住 所 又 是 居 所	控除対象外扶養親族 (該当する場合は印をつけてください。)	令和8年中の 所得の見積額(※)	異動月日及び事由
		マツエ ユメコ 松江 夢子	マイナンバーは記入せず、別紙にて提出	子	R6.10.26	本人と同じ		0 円	
		2	マイナンバーは記入せず、別紙にて提出					円	
扶職手当等を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住 所 又 是 居 所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックをつけてください。)	令和8年中の 所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
	マツエ ユメコ 松江 夢子	マイナンバーは記入せず、別紙にて提出				□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者	円	□ 一般 □ 特別	

※「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

寡婦はひとり親
□ 寡婦
□ ひとり親